

空き家の管理 できていますか

空き家による さまざまな問題が発生しています

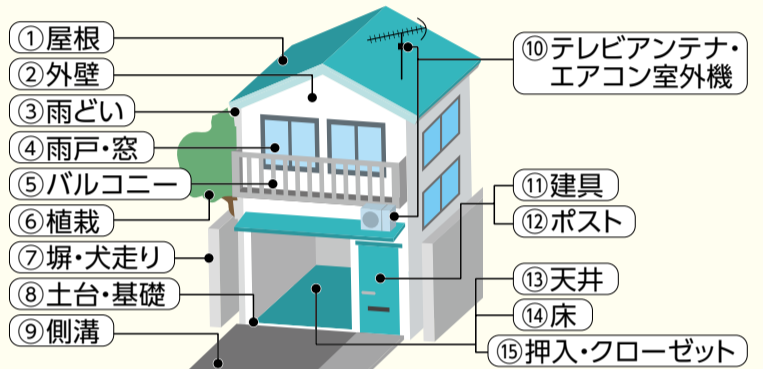
空き家を管理せずに放置することで、さまざまな問題が発生しています。倒壊や崩壊、ごみの不法投棄、放火などによる火災発生など、近隣住民等に迷惑をかけてしまう可能性があります。外壁材や屋根材の落下によって通行人や近隣の家屋に損害を与えてしまうと、損害賠償責任を問われる可能性もあります。適正に管理し日ごろから家屋の状態を確認しておきましょう。

長い間放置していると...



日ごろからの点検で

家屋の状態を把握することが大切です
家屋の点検にお役立てください



空き家管理のセルフチェックシート

家屋の点検にお役立てください

- ①屋根 (瓦やスレートなど屋根材のずれ、割れ、剥離)
- ②外壁 (シミ、浮き、ひび割れ、剥離)
- ③雨どい (継ぎ目の外れ、割れ、詰まり)
- ④雨戸・窓 (歪み、開閉の不具合)
- ⑤バルコニー (防水切れ、手すりの劣化【さび・ぐらつき等】)
- ⑥植栽 (樹木の繁茂、越境)
- ⑦塀・犬走り (割れ、崩れ、不法投棄)
- ⑧土台・基礎 (傾き、シロアリ、腐朽)
- ⑨側溝 (ごみ、砂、砂利の堆積による詰まり)
- ⑩テレビアンテナ・エアコン室外機 (ぐらつき、外れ)
- ⑪建具 (開閉の不具合、軋み)
- ⑫ポスト (郵便物の堆積)
- ⑬天井 (雨漏りによるシミ、たわみ)
- ⑭床 (浮き、軋み、傾き)
- ⑮押入・クローゼット (雨漏りによるシミ、カビ、腐食)

空き家等を 所有 する方へ

相続や、不動産の流通など、各専門家団体等の相談窓口を紹介しております。お気軽にお問い合わせください。

問合せ 市民協働課 7階73番窓口
☎06-6659-9734 ☎06-6659-2246
Eメール tx0002@city.osaka.lg.jp



空き家等を 相続 した方へ

相続登記の申請が義務化されています。相続によって不動産を取得した相続人は

- (1) その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
- (2) 遺産分割が成立した場合には、遺産分割が成立した日から3年以内に、相続登記を申請しなければなりません。

住まいの耐震化を補助金で応援します

民間戸建て住宅やマンション等の耐震診断・耐震改修工事費用の一部を補助します。また、戸建て住宅については除却(解体)工事への補助も行っています。

問合せ 大阪市 都市整備局 耐震・密集市街地整備受付窓口
☎06-6882-7053
開館時間 平日・土曜 9:00~17:30 / 祝日 10:00~17:00
休館日 火曜日(祝日の場合は翌日)、日曜日、祝日の翌日(月曜日の場合を除く)、年末年始

